

実録 NFTの会計

2022/11/14 Tech

日本の上場企業のWeb3参入はなぜ難しいのか？ 立ちはだかる会計と監査の問題

SHARE ON [Tweet](#) [いいね!](#) [シェアする](#) [BI](#)



水地一彰 (みずちかずあき)

公認会計士/米国公認会計士 (ワシントン州)

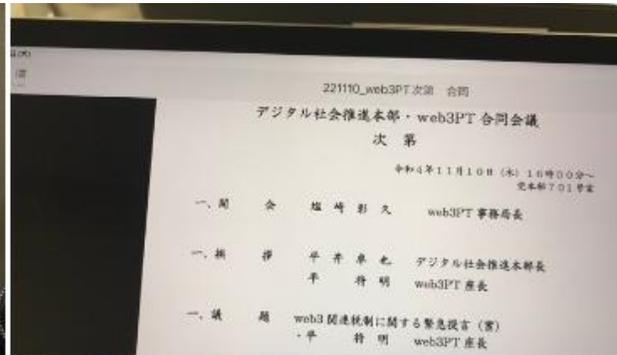
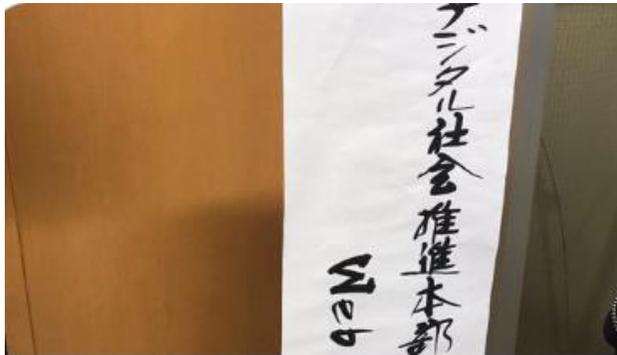
2007年EY新日本有限責任監査法人に入所

2012年-2015年大手化学メーカー出向

2017年-2019年経済産業省出向

2022年EY新日本有限責任監査法人退職

その後独立し、web3スタートアップを中心に支援



参加者にNFTをプレゼント

WEB 3.0

における海外と日本の違い

~海外と日本の活用法の違いや会計・法律観点での課題とは?~



株式会社 UPBOND
代表取締役
水岡 駿



Emoote
ジェネラルパートナー
熊谷 祐二



スカイランド
ベンチャーズ
木下 慶彦



公認会計士
DAO 研究者
水地 一彰

UPBOND

オンラインセミナー
参加費：無料

8.4 日 19:30~21:00

ERC721 or ERC1155

資金決済法上の暗号資産	金融商品取引法上の 電子記録移転権利 (セキュリティトークン)
資金決済法上の前払式支払手段	これら以外

(参考)暗号資産の定義

- 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨記録を除く)であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの
- 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

(参考)電子記録移転権利とは

ブロックチェーン上で発行するトークン（電子的な記録・記号）のうち、有価証券の性質を有するもの。(日本証券業協会HPより)

会計基準

I. 範囲

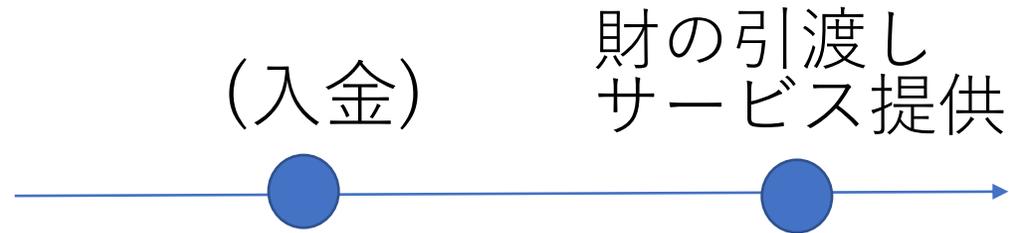
3. 本会計基準は、次の(1)から(7)を除き、顧客との契約から生じる収益に関する会計処理及び開示に適用される。
 - (1) 企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）の範囲に含まれる金融商品に係る取引
 - (2) 企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」（以下「リース会計基準」という。）の範囲に含まれるリース取引
 - (3) 保険法（平成20年法律第56号）における定義を満たす保険契約
 - (4) 顧客又は潜在的な顧客への販売を容易にするために行われる同業他社との商品又は製品の交換取引（例えば、2つの企業の間で、異なる場所における顧客からの需要を適時に満たすために商品又は製品を交換する契約）
 - (5) 金融商品の組成又は取得に際して受け取る手数料
 - (6) 日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第15号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」（以下「不動産流動化実務指針」という。）の対象となる不動産（不動産信託受益権を含む。）の譲渡
 - (7) 資金決済に関する法律（平成21年法律第59号。以下「資金決済法」という。）における定義を満たす暗号資産及び金融商品取引法（昭和23年法律第25号）における定義を満たす電子記録移転権利に関連する取引

取引の流れの分類

通常取引



前払式支払手段



(参考)前払式支払手段の3要件

- 金銭等の財産的価値が記録・記載されること(価値の保存)
- 金額・数量に応ずる対価を得て発行される証票等、番号、記号その他のものであること(対価発行)
- 対価の弁済等に使用されること(権利行使)

- 公的なルールは？

- 発行する場合は？

- 研究開発費として費用計上？

- 原価算定の方法は？

- 棚卸資産として資産計上？

- 保有する場合は？

- 棚卸資産として資産計上？

- 実際の処理は？

- 公的なルールは？

- 発行する場合は？

- 研究開発費として費用計上？

- 原価算定の方法は？

- 棚卸資産として資産計上？

- 保有する場合は？

- 棚卸資産として資産計上？

- 実際の処理は？

公的なルールは？

ほぼありません

NFT

Non-Fungible Token

Game / Art / Metavers /
Sports / Trading Card /
Fashion / Music /
Blockchain / Law / Account /

の教科書

日本暗号資産ビジネス協会
NFT部会長

天羽健介

弁護士

増田雅史 編著

ビジネス・ブロックチェーン・
法律・会計まで
デジタルデータが
資産になる未来

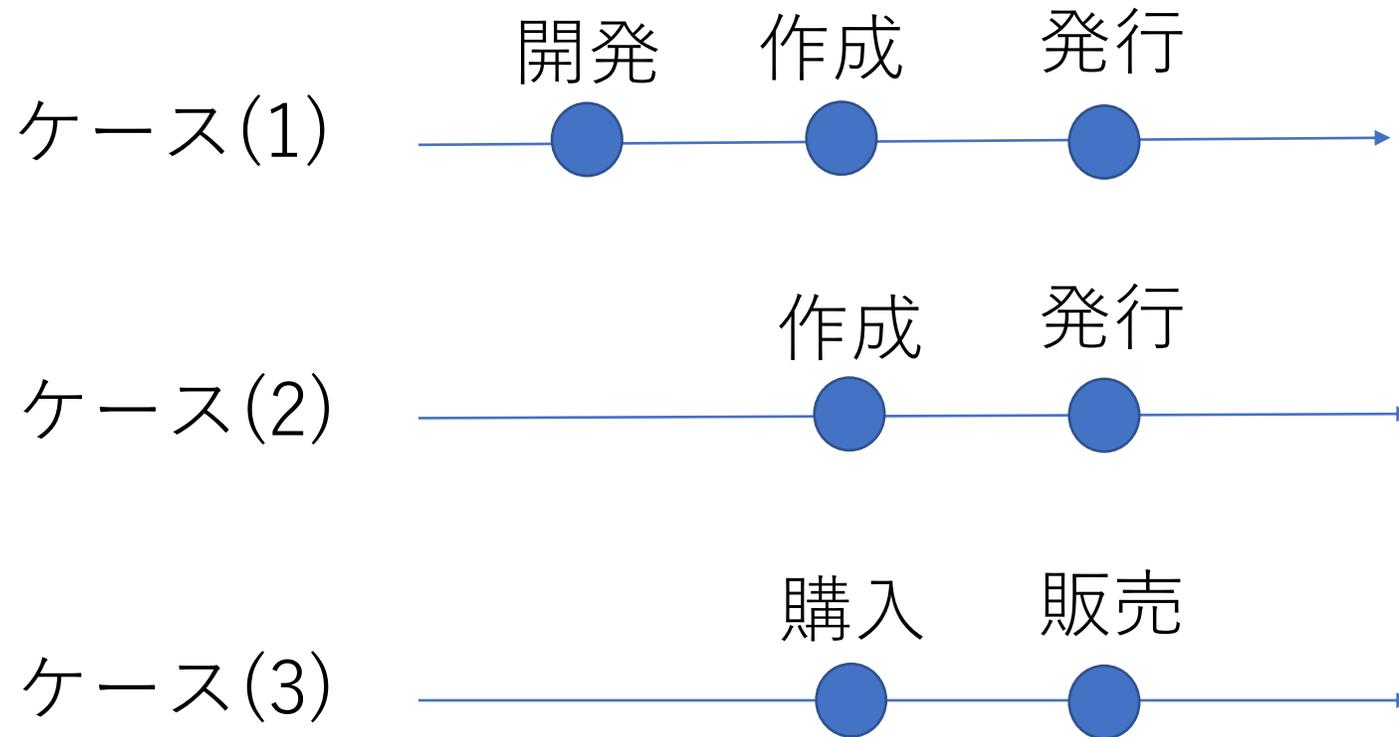
“ NFT、VRアート、ゲーム内コンテンツなど、
なぜ、デジタルデータが資産となり、
取り引きされるようになったのか？ ”

インターネット以来の
「革命」が始まった！

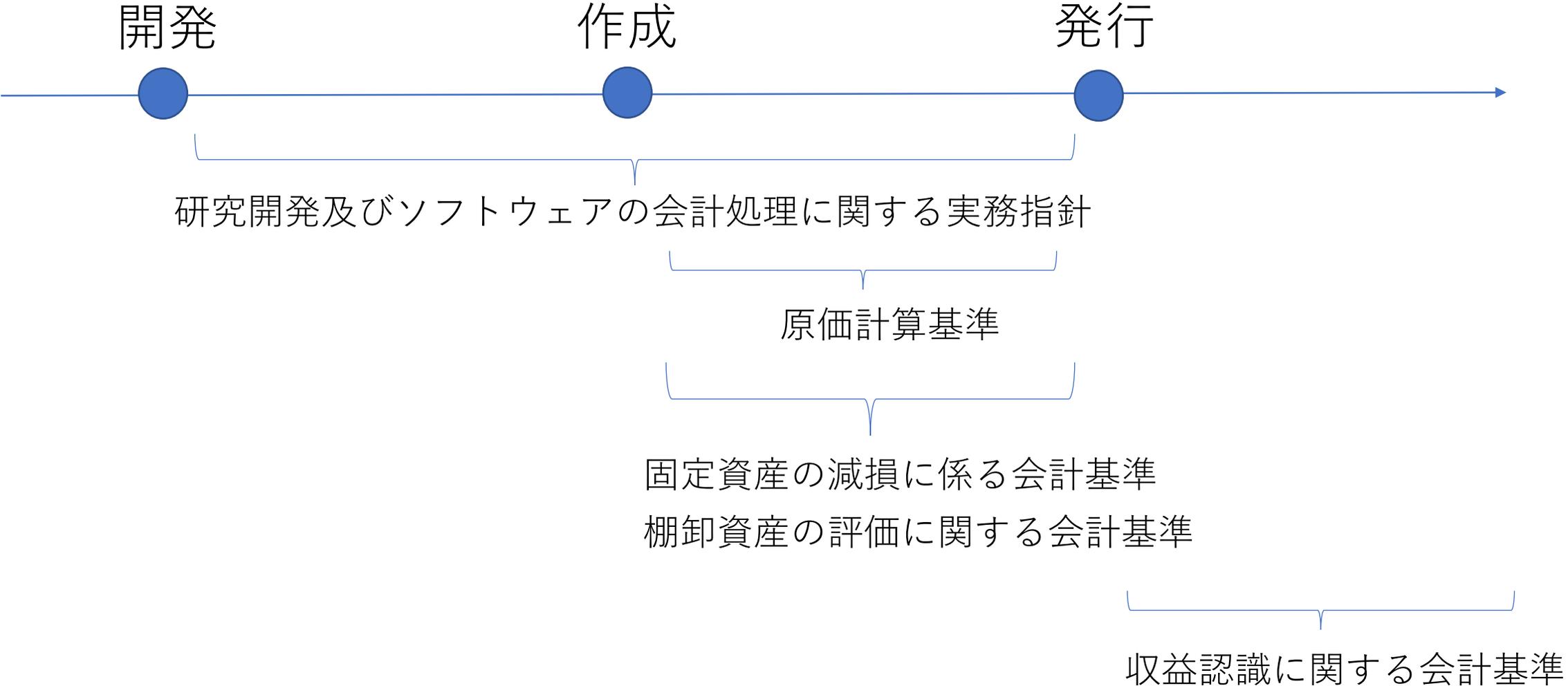
定価：1980円（本体価格1800円＋税10%）

アート、国内外ゲーム、メタバース、スポーツ、
トレーディングカード、ファッション、音楽、
テクノロジー、法律、会計などNFTの各ジャン
ルで活躍する28人の執筆者が最新情報を解説！

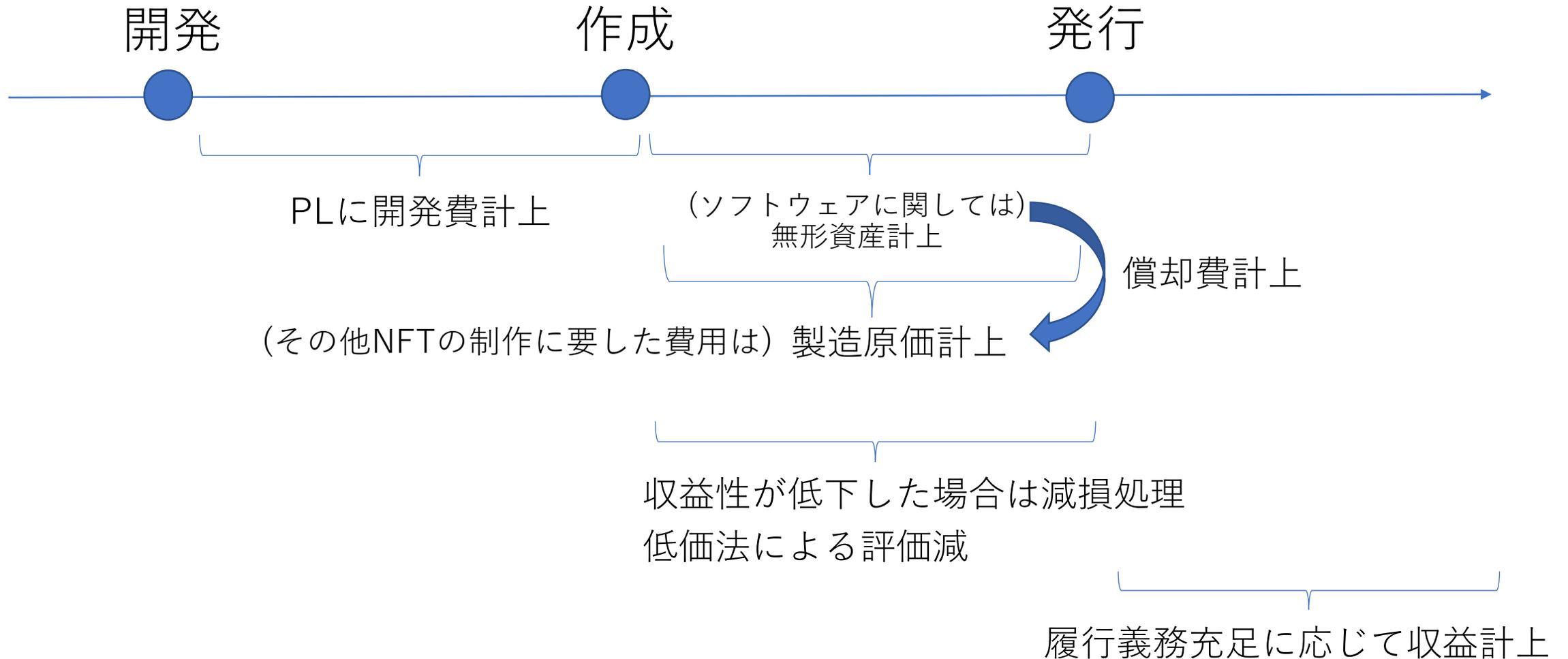
NFT取引の分類



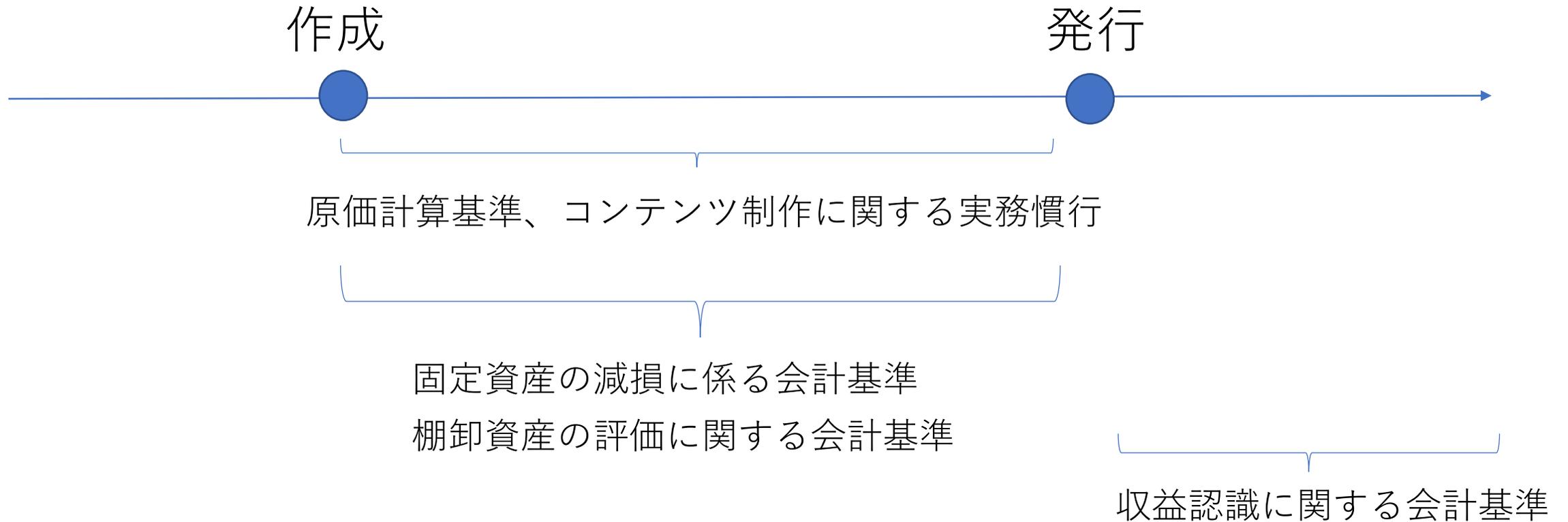
ケース(1)会計基準のマッピング



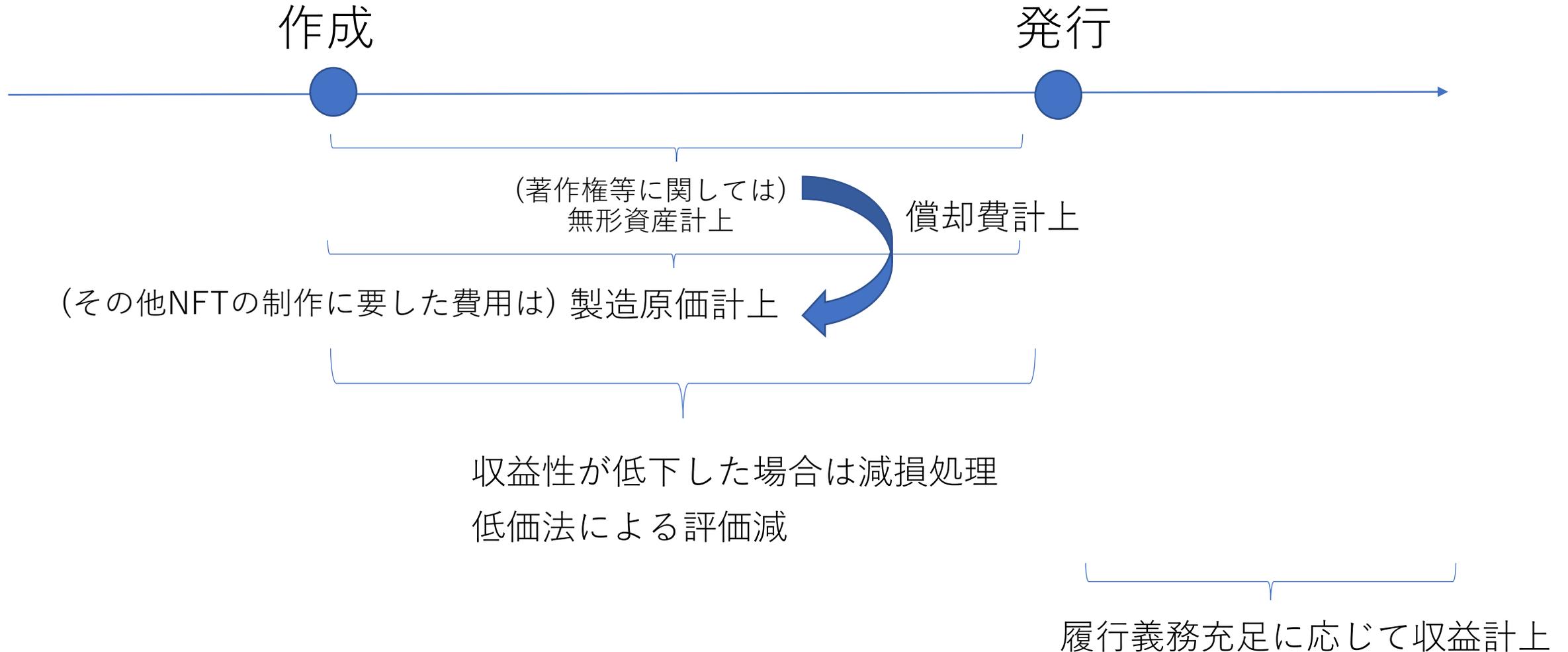
ケース(1)会計処理



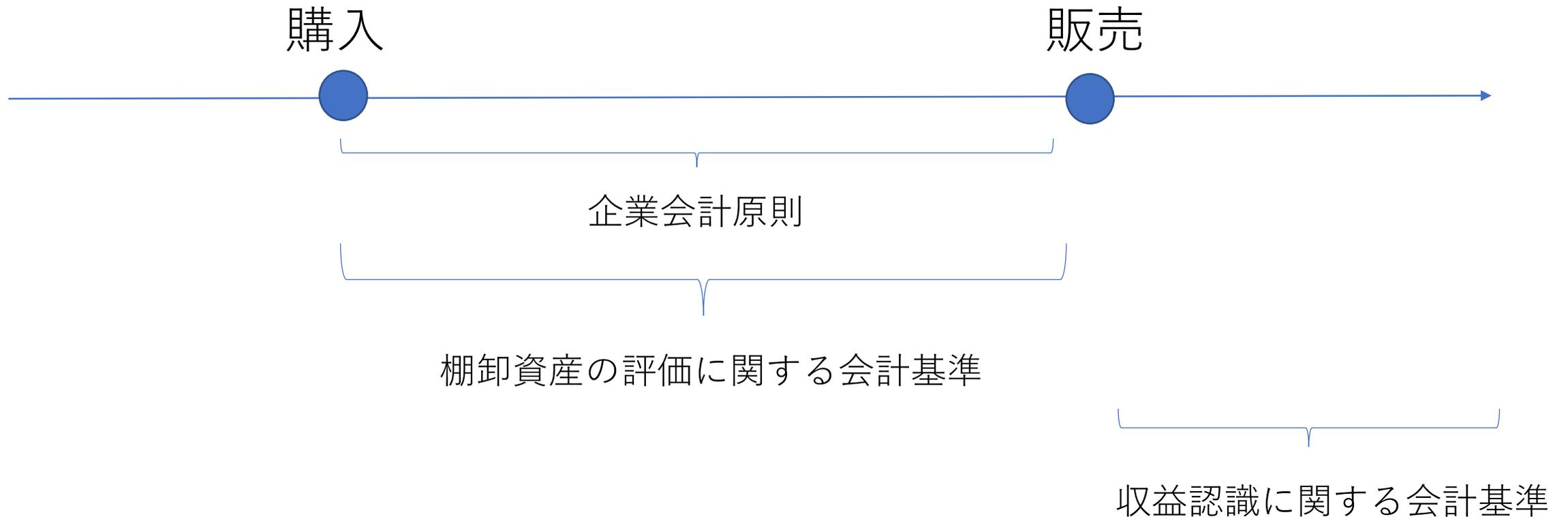
ケース(2)会計基準マッピング



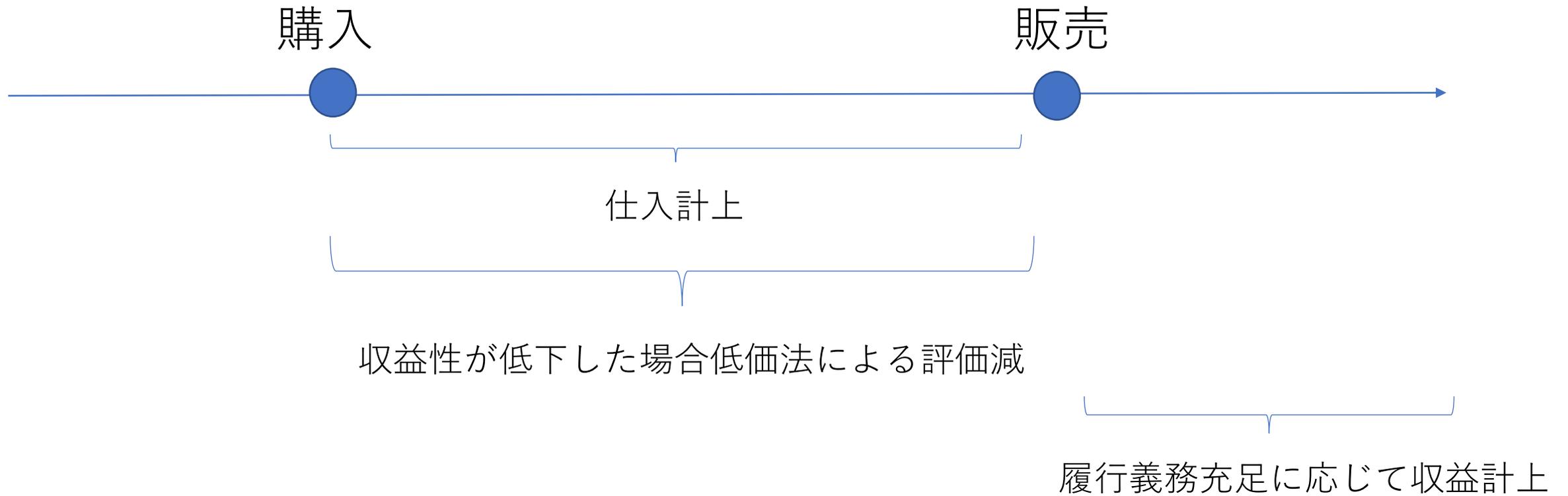
ケース(2)会計処理



ケース(3)会計基準マッピング



ケース(3)会計処理



- 公的なルールは？

- 発行する場合は？

- 研究開発費として費用計上？

- 原価算定の方法は？

- 棚卸資産として資産計上？

- 保有する場合は？

- 棚卸資産として資産計上？

- 実際の処理は？

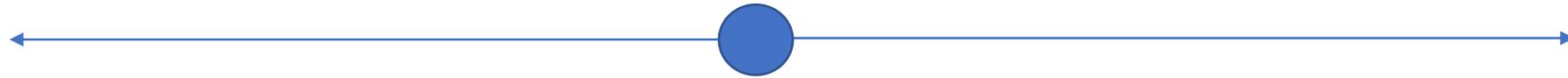
- 従来型のビジネスモデルにNFTを導入する場合
- NFTを新たに発行したビジネスを行う場合

- 従来型のビジネスモデルにNFTを導入する場合
- NFTを新たに発行したビジネスを行う場合

従来型ビジネスモデルでのNFTの活用

過去

将来



実績を証明するもの

- ・ 学歴
- ・ 職歴
- ・ 資格

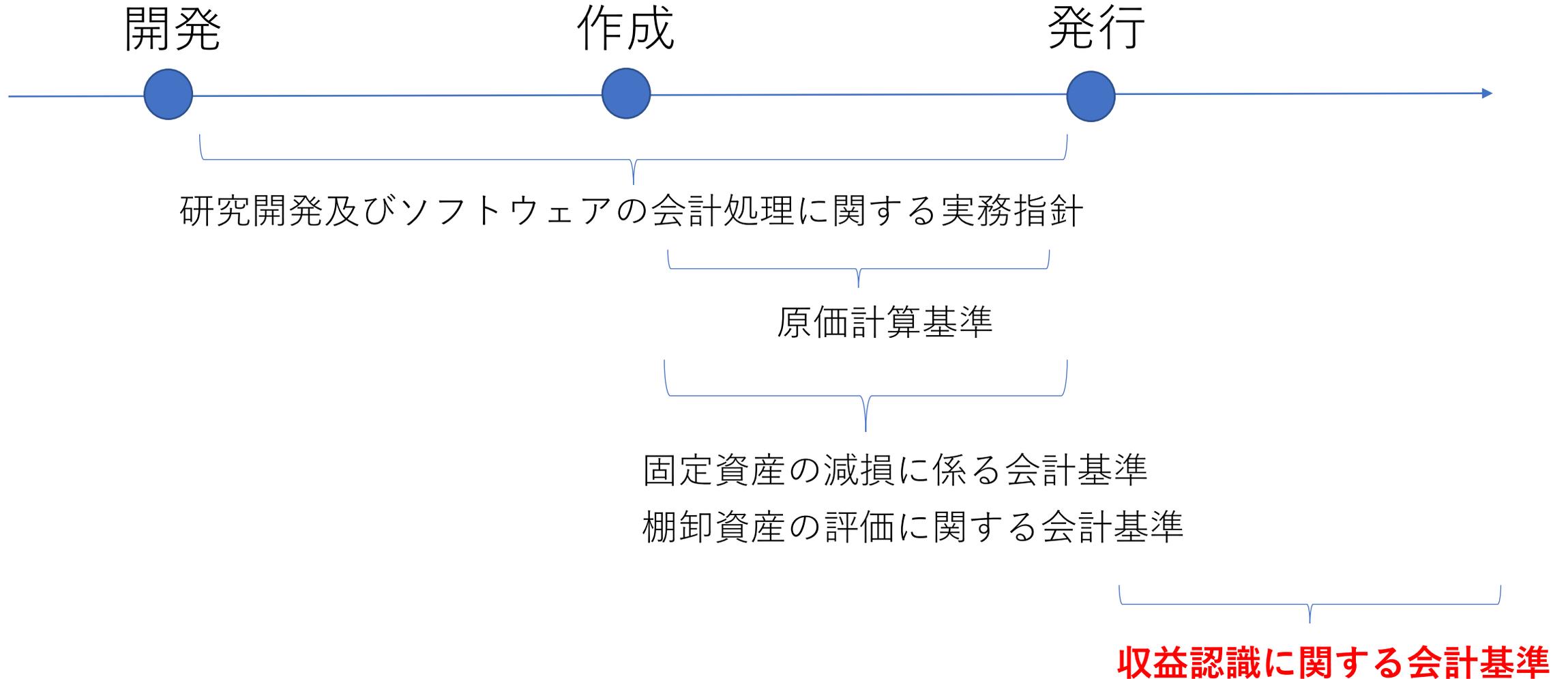
権利を担保するもの

- ・ 利用権
- ・ 参加権
- ・ 受益権

これまでのビジネスモデルと変わらず、裏側にNFTという技術を用いているだけの場合は、これまでの収益認識基準を変更する必要はない。

- 従来型のビジネスモデルにNFTを導入する場合
- NFTを新たに発行したビジネスを行う場合

ケース(1)会計基準のマッピング



収益認識の5 Step

Step1 顧客との契約を識別する

Step2 契約における履行義務を識別する

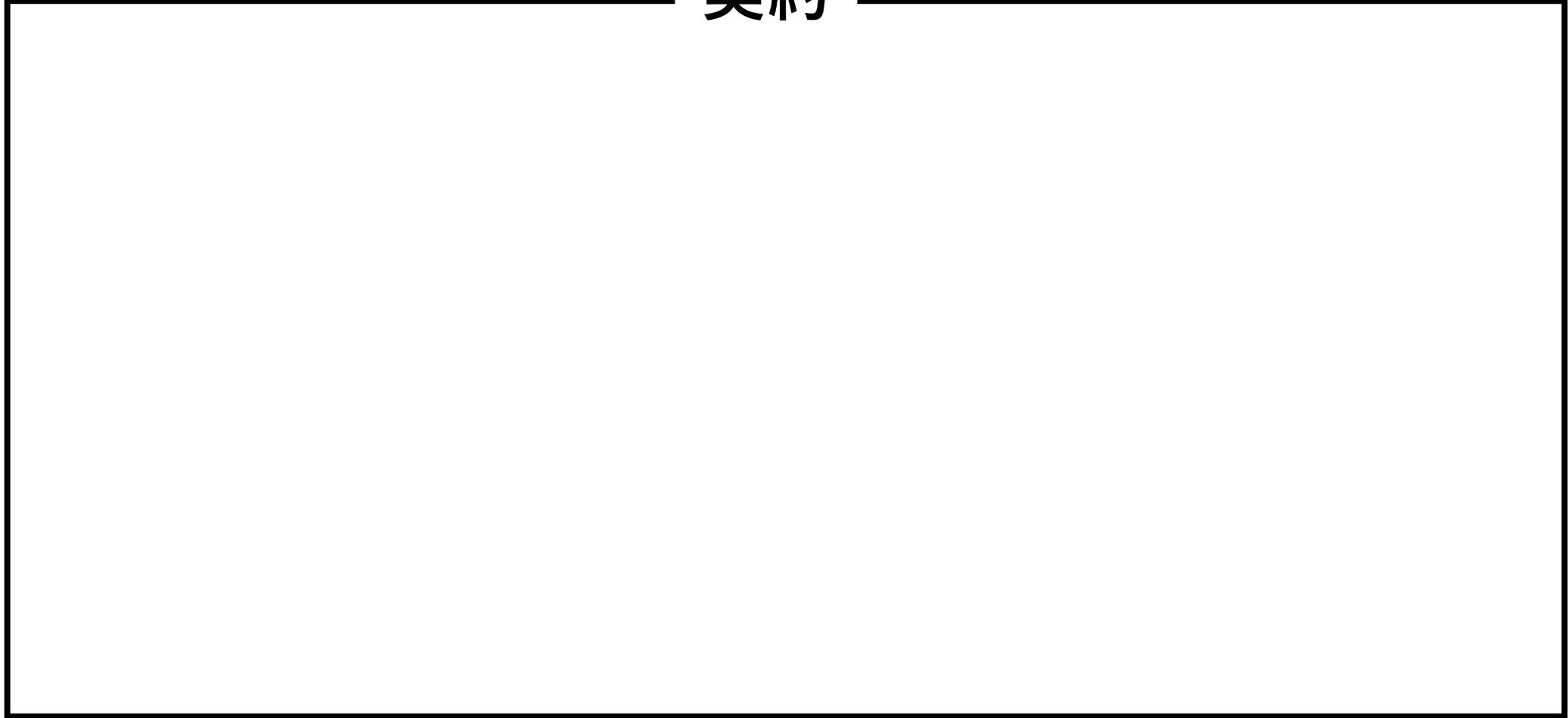
Step3 取引価格を算定する

Step4 契約における履行義務に取引価格を配分する

Step5 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

契約

STEP1



契約

STEP1

STEP2

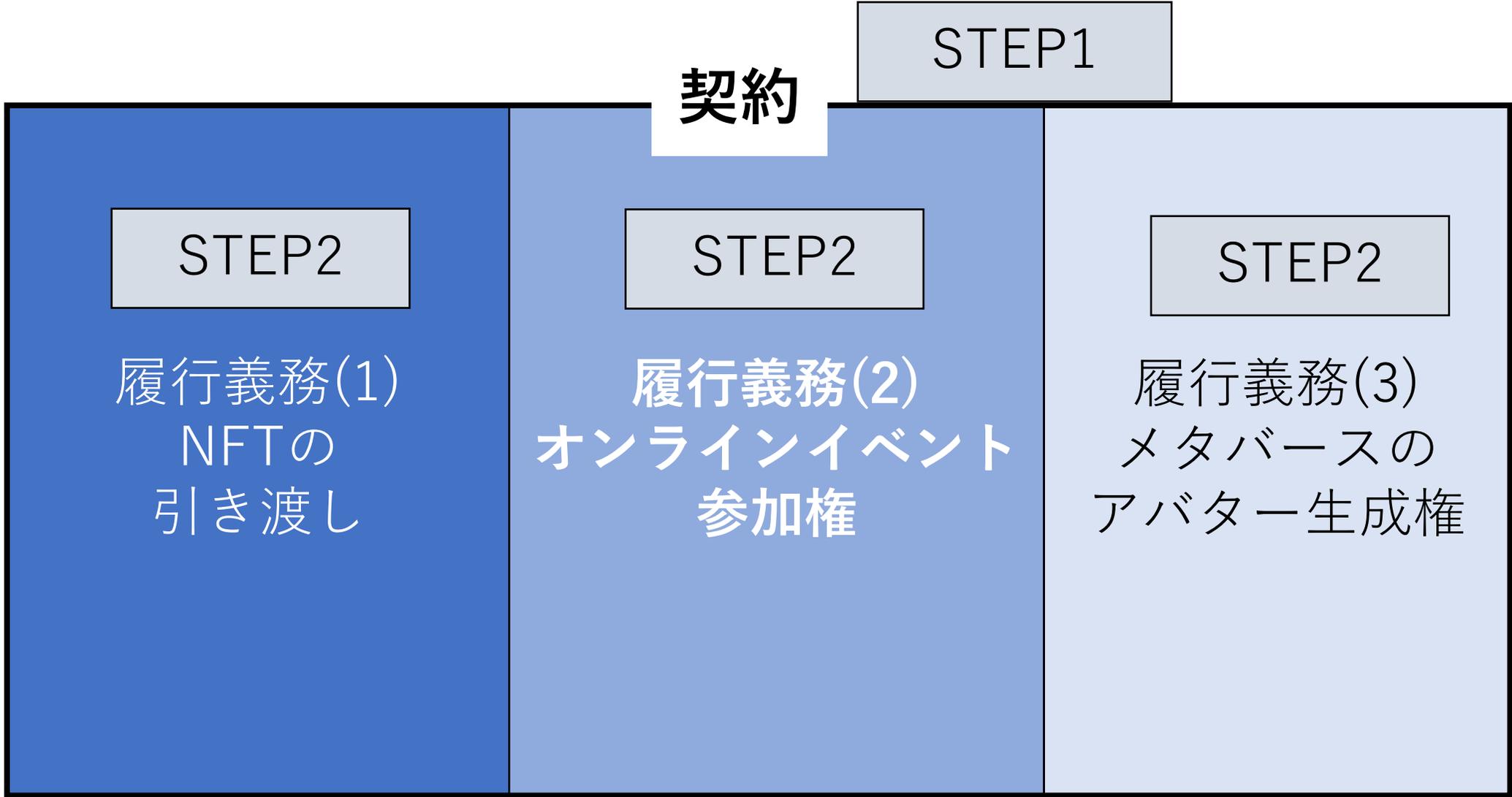
履行義務(1)
NFTの
引き渡し

STEP2

履行義務(2)
オンラインイベント
参加権

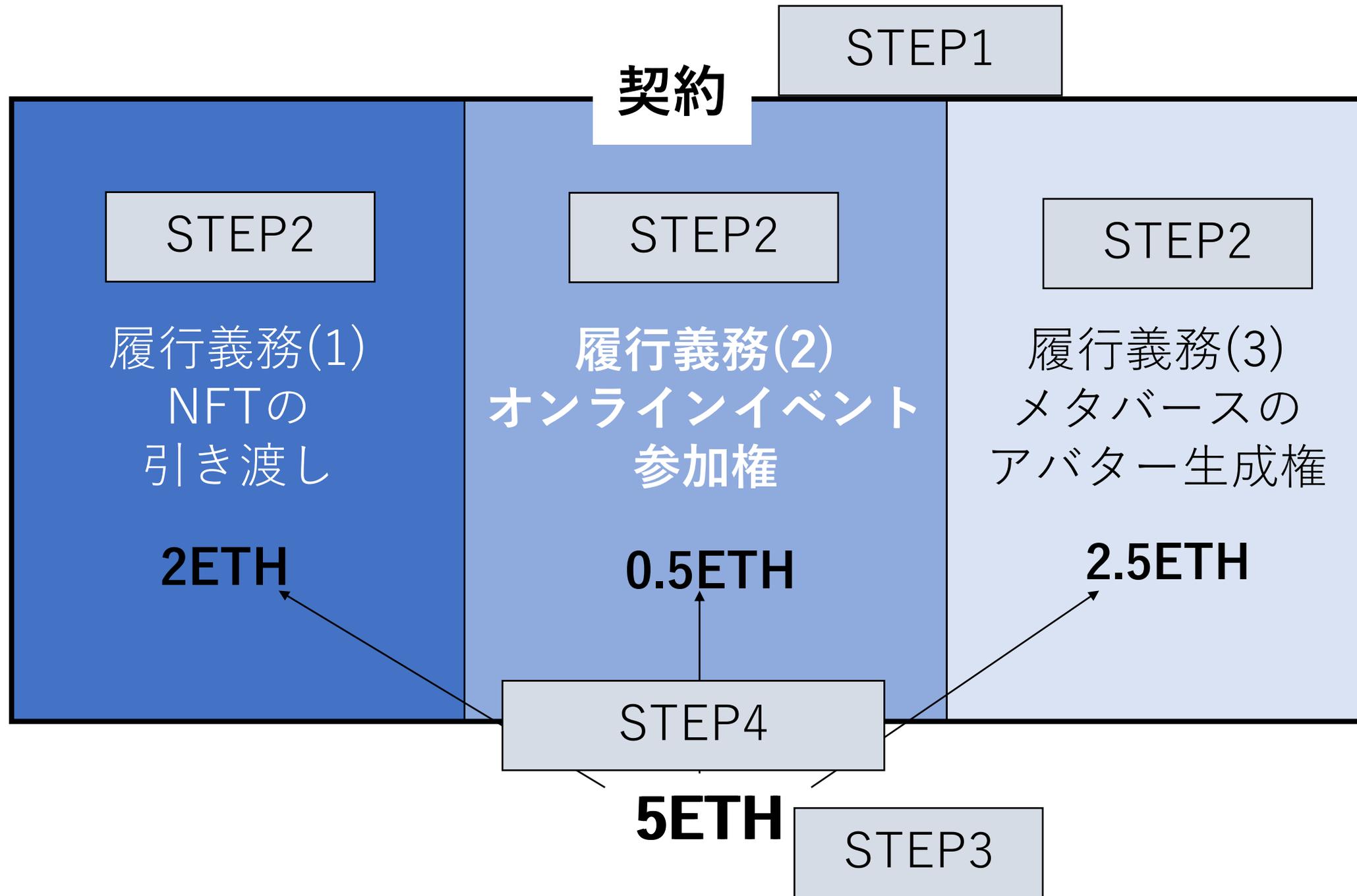
STEP2

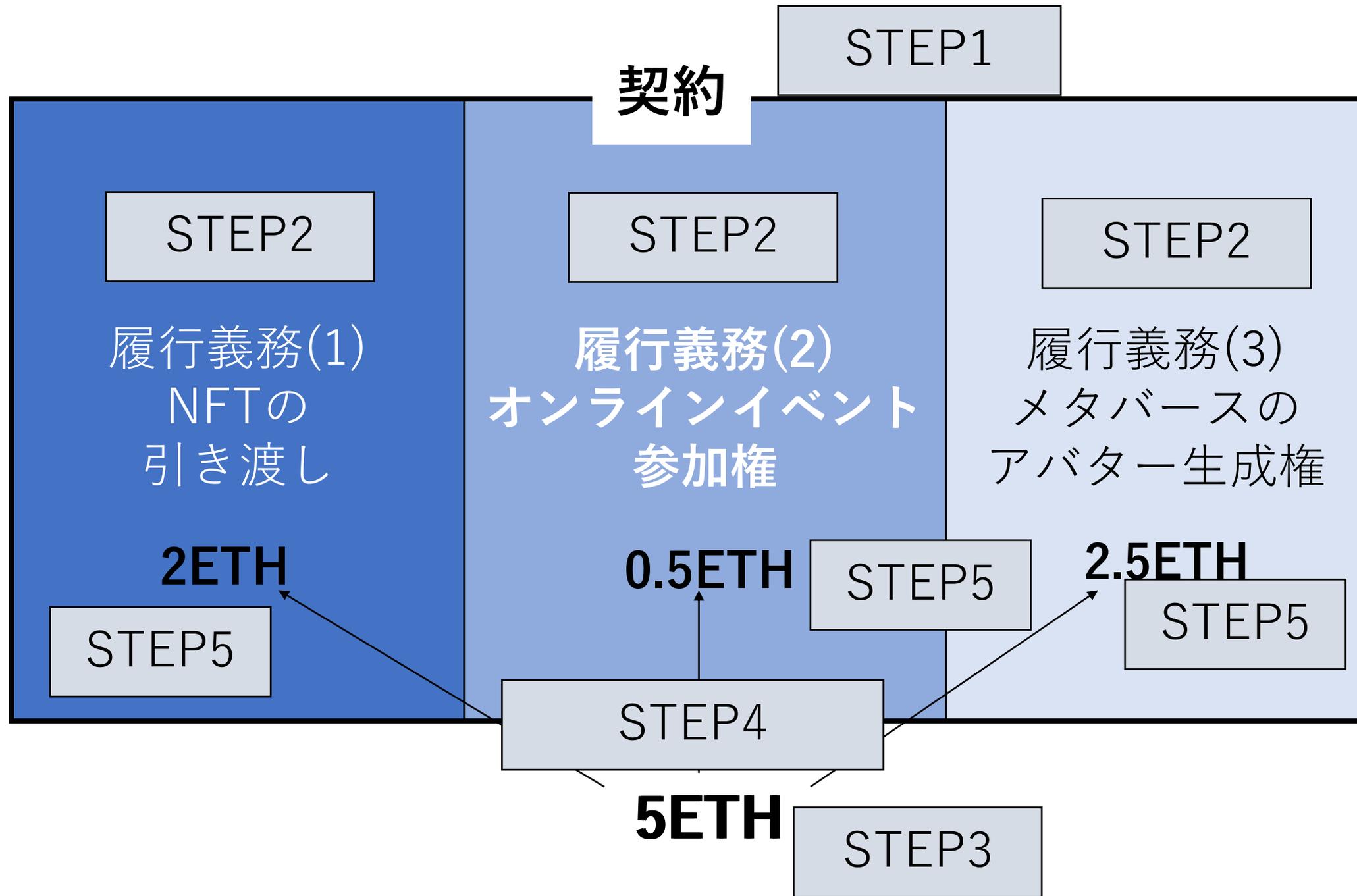
履行義務(3)
メタバーズの
アバター生成権



5ETH

STEP3





収益認識の5 Step

Step1 顧客との契約を識別する

Step2 契約における履行義務を識別する

Step3 取引価格を算定する

Step4 契約における履行義務に取引価格を配分する

Step5 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

Step1 顧客との契約を識別する

論点

会計基準第5項に「「契約」とは、法的な強制力のある権利及び義務を生じさせる複数の当事者間における取決め」と定義されている。一方で、NFTプロジェクトで一般的に用いられるプロジェクトの概要を記載したホワイトペーパーには法的拘束力があるか曖昧であり、会計基準が求める契約の定義を満たせない可能性がある。

対応

監査法人に会計基準が求めている「契約」の定義を満たしている旨の説明を試みる。それでも厳格に契約の法的拘束力を解釈され否定された場合、ホワイトペーパーを修正するか、web2の2C向けのITサービスが求める程度の利用規約をユーザーに踏んでもらうことをUIの中に組み込む。

収益認識の5 Step

Step1 顧客との契約を識別する

Step2 契約における履行義務を識別する

Step3 取引価格を算定する

Step4 契約における履行義務に取引価格を配分する

Step5 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

Step2 契約における履行義務を識別する

論点

発行したNFTに関して、二次流通市場において取引が成立した際にNFT発行者がロイヤリティを受け取れる設計にした場合、NFTが転々と別のユーザーに渡っていくので販売者と一次購入者との間の契約における履行義務がいつまで経っても充足されないのではないか？という指摘を監査法人から受けた。

対応

当初NFTを購入したユーザーとの間の契約において識別される履行義務は当初NFTを購入したユーザーと二次流通市場で購入したユーザーとの間においてなされた合意とは独立して存在しており、二次流通の有無、それに伴うロイヤリティの受領の有無は一次販売における履行義務には一切関係ないという主張を行う。

収益認識の5 Step

Step1 顧客との契約を識別する

Step2 契約における履行義務を識別する

Step3 取引価格を算定する

Step4 契約における履行義務に取引価格を配分する

Step5 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

Step3 取引価格を算定する

論点

NFT保有者に新たなNFTをエアドロップする、もしくはフリーミントを行う場合、対価を受領していないため、売上高を計上する必要はないのか？

対応

NFTをエアドロップする、もしくはフリーミントする場合、発行したNFTそのものの対価はゼロであるため、会計処理を行う必要はない。一方で、前回に発行したNFTの保有者に限定し、エアドロップやフリーミントを行う場合、今回のエアドロップやフリーミントを受ける権利が前回発行したのNFTの履行義務に該当する可能性があり、前回発行したNFTの履行義務に認定されないように切り分ける必要がある。

収益認識の5 Step

Step1 顧客との契約を識別する

Step2 契約における履行義務を識別する

Step3 取引価格を算定する

Step4 契約における履行義務に取引価格を配分する

Step5 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

Step4 契約における履行義務に取引価格を配分する

論点

NFTの販売のみならず、例えば、NFT保有者のコミュニティ運営、リアルイベントの参加権、メタバース上行われるライブの入場券、メタバース上のアバターの利用権など、NFT保有者に様々な特典を付与した場合、1つの契約の中に複数の履行義務が存在することになり、取引価格を配分する必要があるが、これが実務上不可能。

対応

複数の履行義務を内包した契約とするのではなく、発行者が負うべき履行義務はNFTの発行、つまり引き渡しのみとする。NFT発行後にNFT保有者に提供する様々なサービスは、発行元ではなく、理想的にはユーザーコミュニティ(DAO的な集団)に委ねるのがスキームとしては美しい。(難しい場合は資本関係のないサービサーにアウトソースするしかない)

契約

履行義務
NFTの
引き渡し

オンラインイベント
参加権

メタバースの
アバター生成権

収益認識の5 Step

Step1 顧客との契約を識別する

Step2 契約における履行義務を識別する

Step3 取引価格を算定する

Step4 契約における履行義務に取引価格を配分する

Step5 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

Step5 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

論点

会員権NFTや権利が記されたNFTを販売するケースで、NFTの販売後にNFT保有者にサービス提供をすることが履行義務となり、自社でその履行義務を識別することになった場合、履行義務の充足期間(サービス提供期間)に渡り収益を認識することになるが、期間を何年とするべきか??

対応

期間を定めていないと「何年で収益を認識すればいいのか」分からないため会計処理ができないという問題があるため、(安直ではあるものの)サービス提供期間を明記し、収益認識期間を明確化する。
(ユーザーとの間で期間の定めを行うことが難しい場合は)自社の他のサービスの平均利用期間、他者の類似のサービスの平均利用期間などを参照し、期間を見積もる必要がある。

最新の事例についての考察

スターバックスがNFTプログラムβ版ローンチ、米国内で

竹田匡宏 | ニュース | 2022-12-09



スタバ、NFTプログラムβ版ローンチ

シェア

ツイート

LINEで送る

| スタバ、NFTプログラムβ版ローンチ

米スターバックス（Starbucks）が、NFTなどweb3技術を活用した新しいメンバーシッププログラム「スターバックスオデッセイ（Starbucks Odyssey）」のベータ版を米国内でローンチしたことを12月8日に発表した。

FINANCIEとは? 動画でチェック!
78秒で理解する ▼▼▼ フィナンシェ



スターバックスNFTプログラムβ版概要

- 新しいメンバーシッププログラム「スターバックスオデッセイ (Starbucks Odyssey)」のベータ版を米国内でローンチ
- 「スターバックスオデッセイ」は、米国内のスターバックスリワード会員とスターバックスパートナー（従業員）に、新しい特典や没入型のコーヒー体験へのアクセスを可能にするデジタルコレクタブル（NFT）を獲得、購入する機会を提供するプログラム
- ユーザーにユニークなグッズやアーティストとのコラボレーション、限定イベントへの招待など、没入感のあるコーヒー体験を提供
- スターバックスリザーブブロースターの限定イベントへの招待や、コスタリカのスターバックスハシエンダアルサシアコーヒー農園への旅行
- ユーザーに提供される新たな体験を「ジャーニー (Journey)」と名付けている。ユーザーはそれぞれの「ジャーニー」を終えれば、NFTを獲得することができる
- 「スターバックスオデッセイ」のデジタルコレクタブルスタンプ（NFT）をメンバー間で売買できるようになる
- プログラムの利用者はクレジットカードで直接スタンプを購入することができるので、暗号資産（仮想通貨）ウォレットや暗号資産を準備する必要がない

スターバックスNFTプログラムβ版会計処理



選定されたリワード会員に対して1.グッズ販売、2.限定イベント、3.旅行、4.NFT販売を1つ契約の中の履行義務として識別することなく、1.グッズ販売、2.限定イベント、3.旅行、4.NFT販売をそれぞれ個別の契約、個別の履行義務として識別し、それぞれを収益認識単位とする。



トイザラス、マスコット「キリンのジェフリー」NFT、ソラナ（SOL）発行で一般販売へ

田村聖次 | ニュース | 2022-12-08

トイザラスがNFTを一般販売へ

シェア

ツイート

LINEで送る

関連ニュース

トイザラスがNFTを一般販売へ

世界的なおもちゃブランド「トイザラス（Toys“R”Us）」が発行したNFTの一般販売が12月9日に開始される。同ブランド親会社のWHPグローバル（WHP Global）が6日発表した。

FINANCIEとは? 動画でチェック!
78秒で理解する ▼▼▼ フィナンシェ



トイザラスNFTプロジェクト概要

- 今回一般販売されるNFTは「トイザラス」マスコットキャラクターである「キリンのジェフリー（Geoffrey the Giraffe）」をモチーフにしたもの
- NFCやVRとNFTを掛け合わせてweb3体験を提供するエニバディズ（Anybodies）との提携によりミント（発行/鋳造）された
- NFTマーケットプレイスのマジックエデン（Magic Eden）を通じて専用サイトから一般販売される
- 「キリンのジェフリー」NFTの購入者は同NFTを利用したステーキングに参加できるようで、NFTをステーク（賭ける/預ける）ことで「ジーコイン（GCoins）」と呼ばれるトークンが獲得できる
- 「ジーコイン」はおもちゃの先行体験やショッピングイベントへの参加、新店舗へのVIP入場などの権利と引き換えできる他、「トイザラス」のショッピングサイトで使える割引券などのロイヤリティ報酬の付与も今後追加予定

トイザラスNFTプロジェクト会計処理

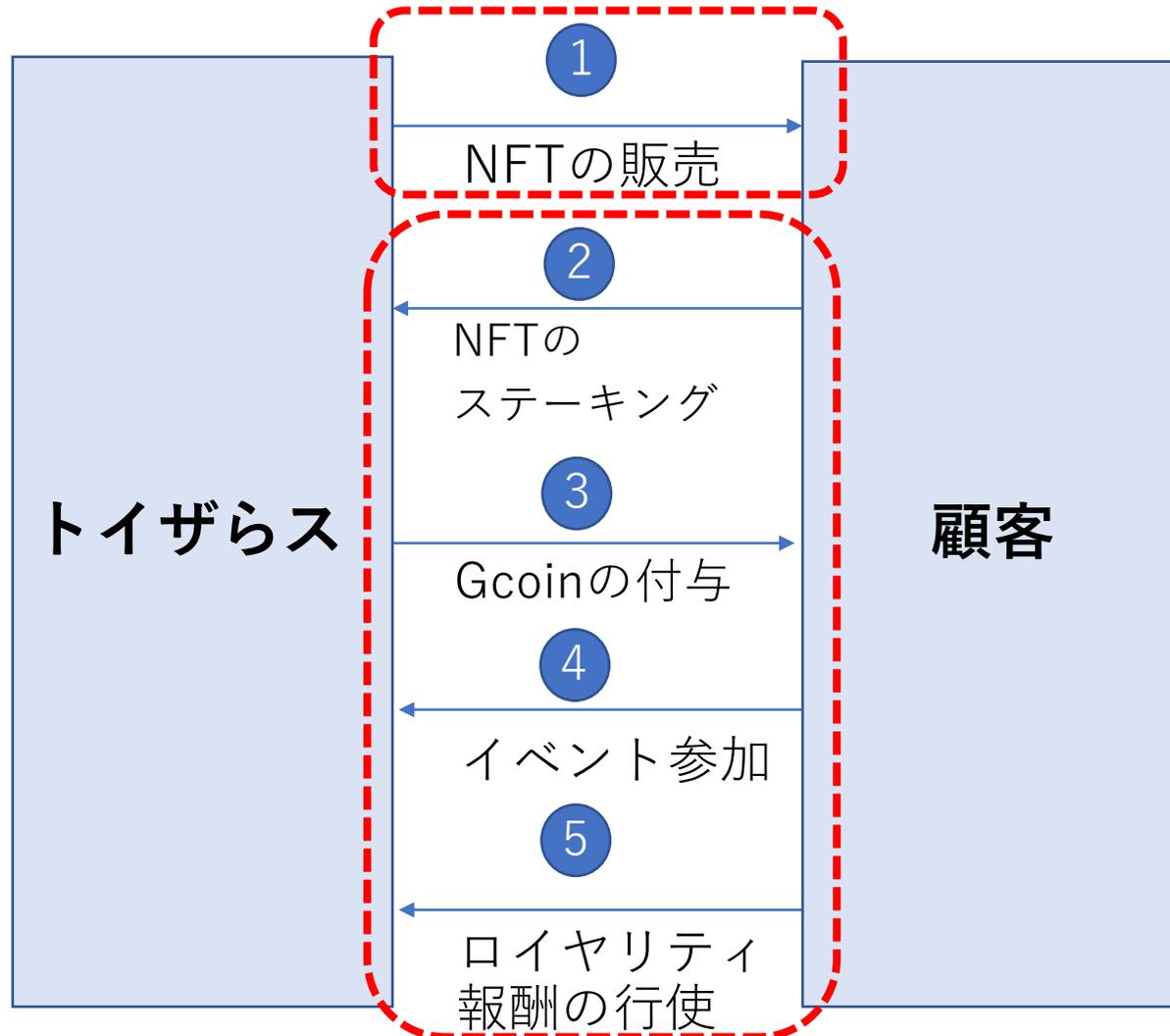


1.NFTの販売～5.ロイヤリティ報酬の付与までを1つの契約に含めると履行義務が複数に分かれる可能性があるため、取引価格を公正価値の比率で各履行義務に按分する必要があり、現実的ではない。よって、NFTの販売取引で1つの契約、1つの履行義務として、販売時即全額収益計上としつつ、以下2つの方法が考えられる。

a)販売取引とは全く別の取引としてステーキング取引を識別し、対価としてGcoinsを付与。権利行使時の財貨提供分を費用計上。

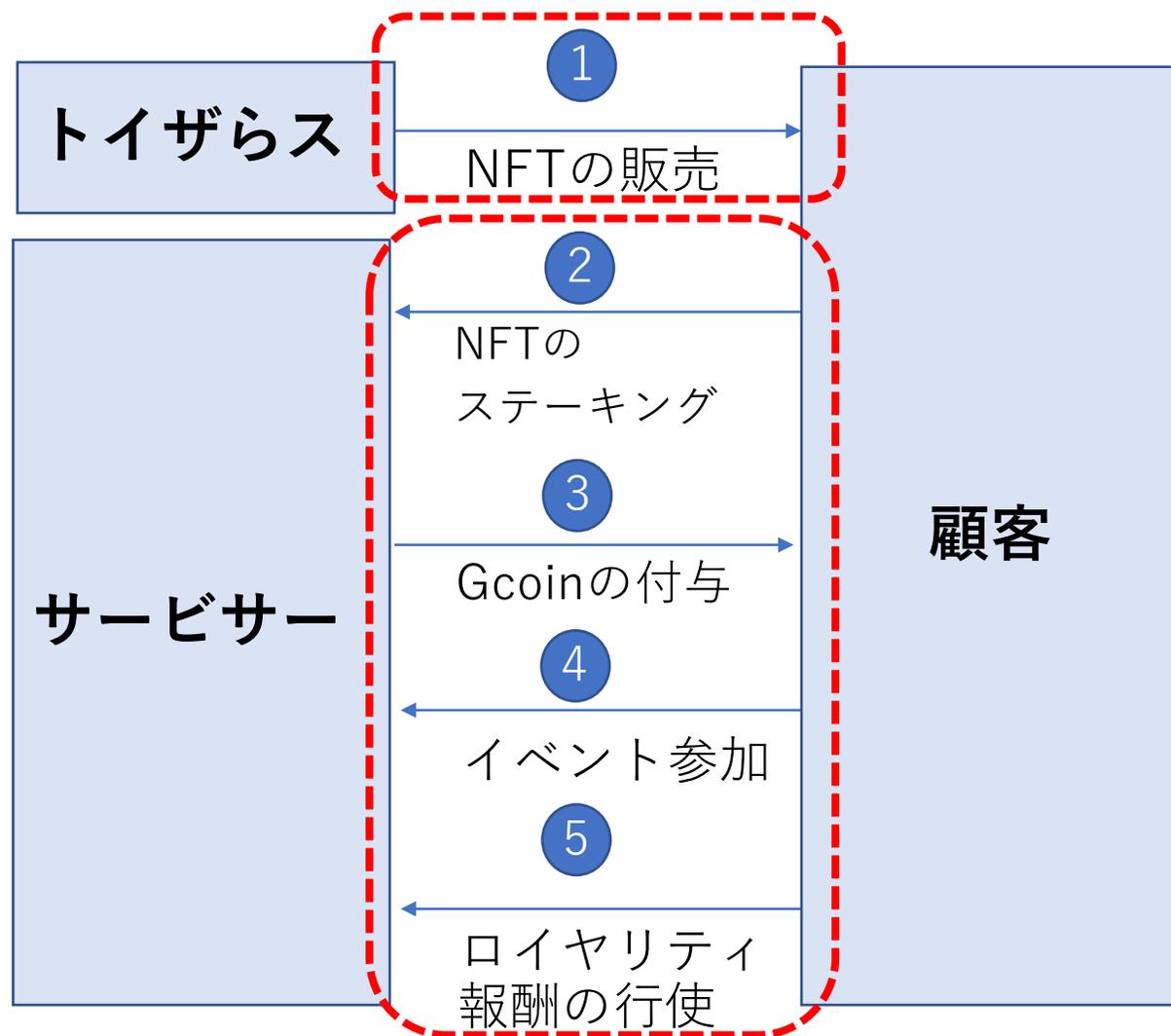
b)ステーキングを行っているスマートコントラクトをトイザラス本体とは切れた独立した組織が担っている可能性も。

a) 販売取引とは全く別の取引としてステーキング取引を識別



1.NFTの販売取引だけは収益認識に関する会計基準の中で処理。
2.NFTのステーキングから5.ロイヤリティ報酬の行使については通常のポイントの会計処理として取り扱う。つまり、NFTのステーキングにより付与したGcoinsは発生時費用処理。Gcoinsの期末時点における顧客未行使残高のうち翌期以降行使見込分をポイント引当金として計上する。

b) トイザラス本体とは切れた独立した組織がステーキングを担う

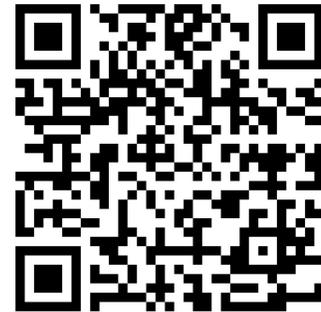


1.NFTの販売取引だけは収益認識に関する会計基準の中で処理。
2.NFTのステーキングから5.ロイヤリティ報酬の行使については外部のサービサーにカスタマーサポートを依頼し、トイザラス社とサービサーとの間でサービスアグリーメントを締結し、発生費用を経費処理する。

ひな型と記載例

(ひな型)

https://docs.google.com/document/d/17WW_d00F1gagA3NJd4HQQkcB9GI7dvCs/edit



(記載例)

https://docs.google.com/document/d/1_Odilyiy2tWhoaP1dE9fXC0bWqOtWKlg/edit



お問い合わせ

kazuaki.mizuchi@gmail.com

https://twitter.com/crypt_cpa

